

葛城市障がい者計画

第4期葛城市障がい福祉計画

計画の策定にあたって

【計画策定の背景と趣旨】

本市では、平成19年3月に「葛城市障がい者計画及び第1期障がい福祉計画」を策定しました。平成21年3月には障がい福祉サービスの実施を勧告し「第2期葛城市障がい福祉計画」を、平成24年3月には国の障がい福祉制度の抜本的な見直し状況等を勧告し「第3期葛城市障がい福祉計画」を策定してまいりました。本計画は第3期計画が平成26年度で終了することから、平成27年度を初年度とする新たな計画を策定するものです。



【計画の位置づけ】

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として、本市における障がい者のための総合的な施策に関する基本的な方向を示す計画であり、具体的なサービスの見込み量等については、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として一体的に策定しています。

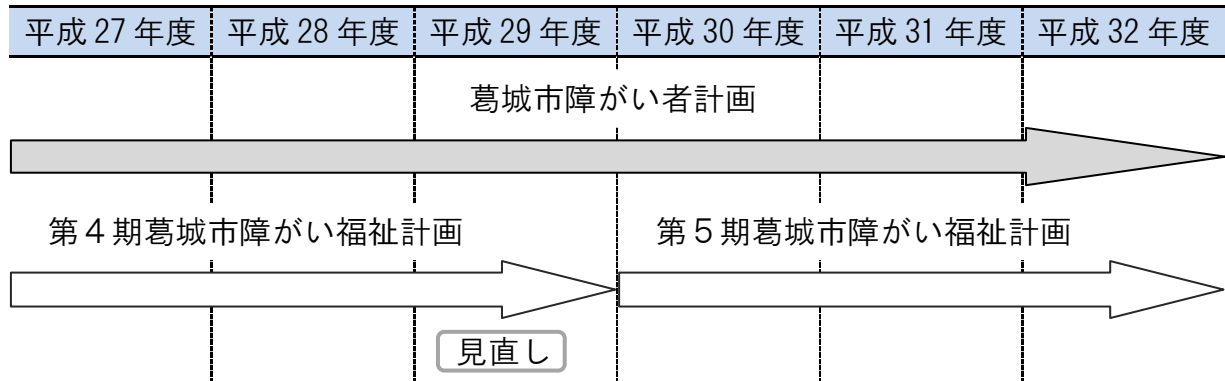
本計画の策定にあたっては、「葛城市総合計画」（平成18年10月策定）を上位計画とし、本計画と策定期間を同じくした「子ども・子育て支援事業計画」（平成27～31年度）や「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）」等の関連計画との整合性に配慮しながら策定しています。



【計画の期間】

「葛城市障がい者計画」については、計画期間を平成 27 年度から 32 年度までの 6 年間とし、障がい者施策の基本方針の安定性を図ります。「第 4 期葛城市障がい福祉計画」については、国の基本指針において計画期間を 3 年とすることが定められています。

■計画の期間

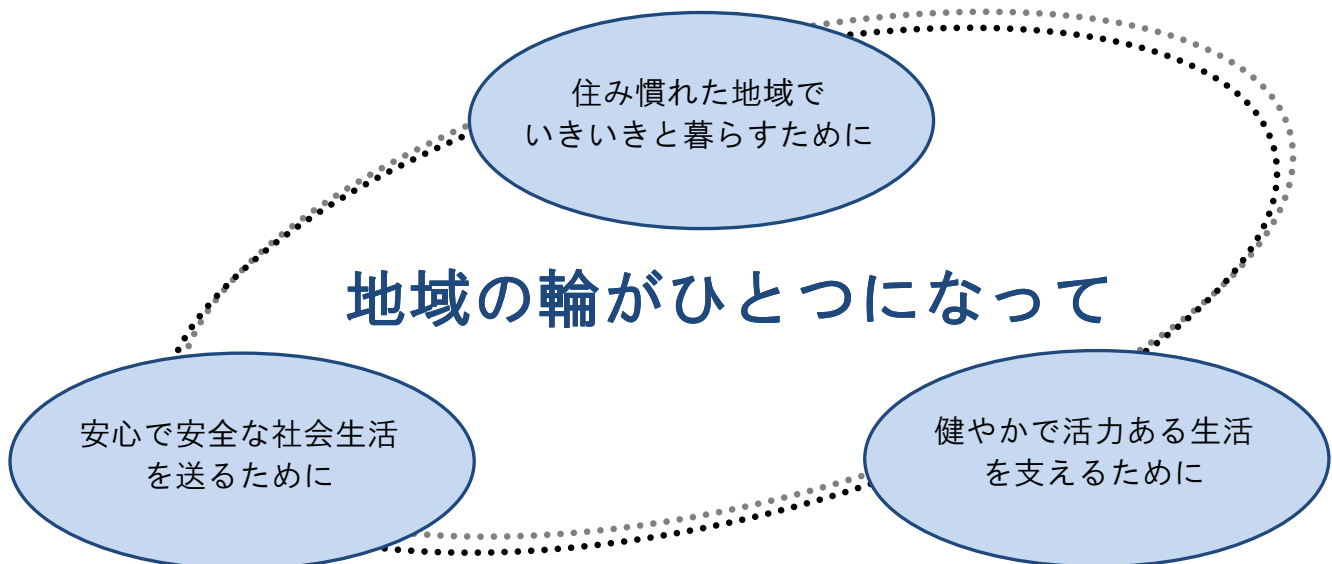


計画の基本的な考え方

【計画の基本理念】

障がい者の自立と社会参加を促進するためには、従来の社会的な制度や慣行、観念等を改善、あるいは打破するとともに、社会を構成するだれもが「必要かつ合理的な配慮」について真剣に自分のこととして考えていく必要があります。そして、住民一人ひとりの支えあいや助けあいにより合理的配慮の実践を広げ、障がいの有無にかかわらず、だれもが誇りと尊厳を持ち、社会を構成する一員として、一人ひとりが大切にされ、ともに生きる社会の実現をめざすことが重要です。

本計画では「住み慣れた地域でいきいきと暮らすために」「安心して安全な社会性活を送るために」「健やかで活力ある生活を支えるために」を基本目標に、今後めざすべき社会を『地域の輪がひとつになって』とします。



1

基本目標

基本理念に基づいて、本市の障がい者施策を推進するために、3つの基本目標を定めます。

住み慣れた地域でいきいきと暮らすために

市民の障がい者や障がいへの理解を深めるとともに、障がい者が地域でいきいきと暮らしていただけるために、相談体制の整備や情報提供体制の強化、権利擁護等に努めます。

安心で安全な社会生活を送るために

子どもから高齢者まで、各ライフステージに応じた疾病の予防及び早期発見に努め、早期治療・早期リハビリを促し、安心で安全な生活の保障を図ります。

健やかで活力ある生活を支えるために

ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、障がい者の就業機会の確保を図るとともに、就労継続支援を図ります。

2

施策の方向

基本目標を推進するために、6つの施策の方向を定めます。

1 相談

- 1 総合的な相談体制の整備
- 2 差別解消の促進
- 3 権利擁護の促進
- 4 情報アクセスの利便性向上

2 福祉

- 1 在宅サービスの充実
- 2 生活の場・地域活動の場の整備
- 3 防犯・防災対策の推進
- 4 地域福祉の推進
- 5 福祉のまちづくりの推進

3 保健・医療

- 1 疾病予防と早期発見・早期治療
- 2 障がい者の保健・医療体制の充実

4 教育

- 1 就学前療育・教育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 福祉教育の推進

5 雇用

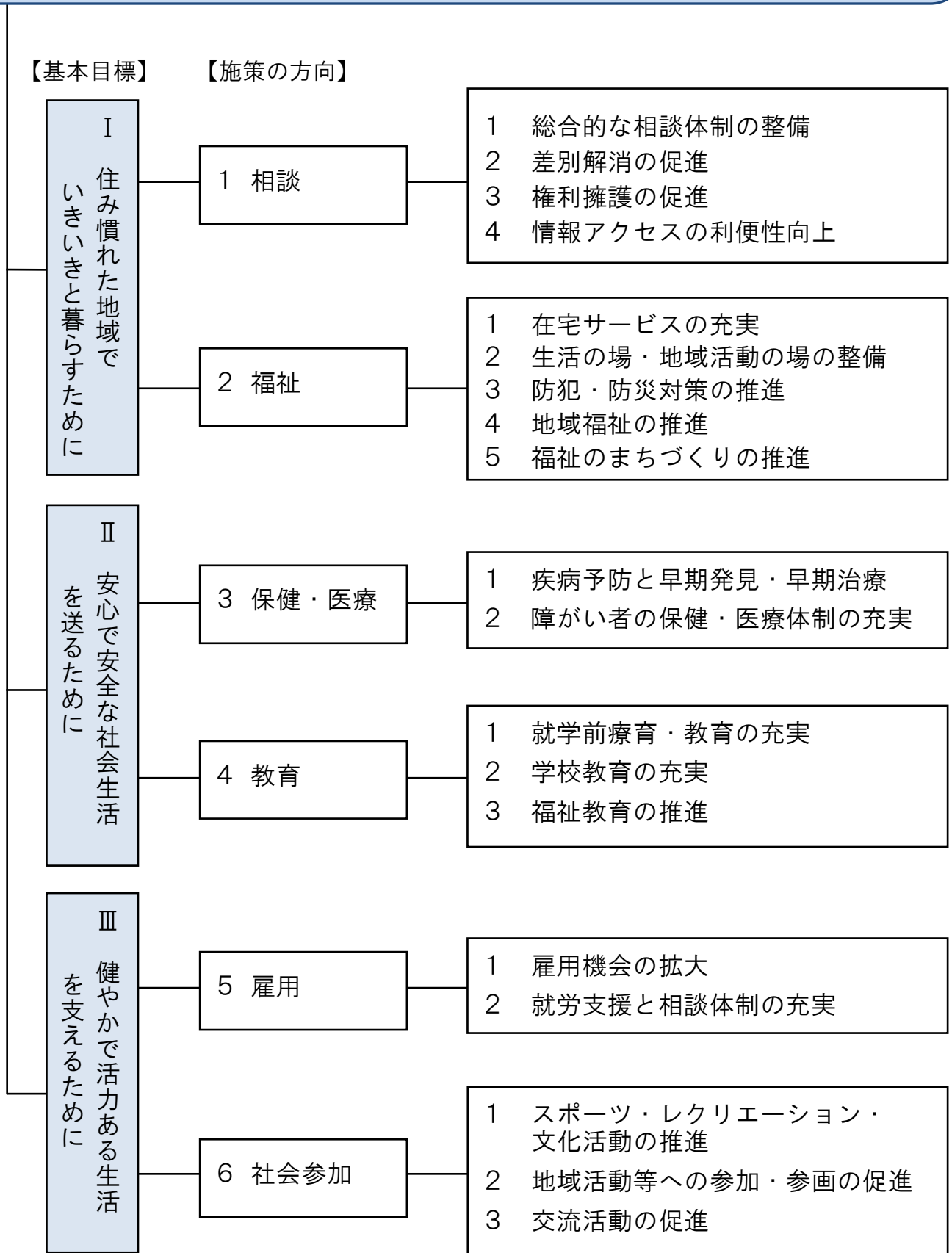
- 1 雇用機会の拡大
- 2 就労支援と相談体制の充実

6 社会参加

- 1 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進
- 2 地域活動等への参加・参画の促進
- 3 交流活動の促進

基本理念

地域の輪がひとつになって



第4期葛城市障がい福祉計画

国の基本指針や奈良県の基本的な考え方等を踏まえ、平成29年度までの数値目標を設定するとともに、サービスごとの見込み量を定めて、必要なサービス量の確保を図ります。

1 福祉施設から地域生活への移行促進

【葛城市としての成果目標】

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の施設入所者(A)	25人	平成25年度末時点の入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	3人増加 12.0%	(A)のうち、平成29年度までに地域生活に移行する人の目標値
平成29年度末時点の施設入所者(B)	24人	平成29年度の利用人員見込み
【目標】施設入所者の削減	1人削減 4.0%	差引減少見込み数(A) - (B)

2 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点等について既存の施設整備の状況等を踏まえるとともに、新しい拠点施設が有する機能や対応すべき支援ニーズについて検討を行い、平成29年度までに1つの拠点等を整備します。



3 福祉施設から一般就労への移行促進

【葛城市としての成果目標】

項目	数値	考え方
平成24年度の一般就労への移行者(A)	1人	平成24年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数(B)の増加	2人 2倍	就労移行支援事業等を通じて平成29年度中に一般就労に移行する人数 (B) / (A)
平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者(C)	6人	平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者(D)の増加	10人 66.7%増加	就労移行支援事業の平成29年度末における利用者数 {(D) - (C)} / (C)

4

障害福祉サービス

【訪問系サービス】

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	人／月	41	47	52
	時間／月	622	639	657
重度訪問介護	人／月	3	4	4
	時間／月	400	530	530
同行援護	人／月	6	7	8
	時間／月	120	140	160
行動援護	人／月	21	23	25
	時間／月	504	552	600
重度障がい者等包括支援	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0

【日中活動系サービス】

生活介護	人／月	70	73	75
	人日／月	1,260	1,314	1,350
自立訓練（機能訓練）	人／月	2	2	2
	人日／月	44	44	44
自立訓練（生活訓練）	人／月	6	7	8
	人日／月	70	100	150
就労移行支援	人／月	8	9	10
	人日／月	176	198	220
就労継続支援（A型）	人／月	6	7	8
	人日／月	132	154	176
就労継続支援（B型）	人／月	52	54	56
	人日／月	1144	1188	1232
療養介護	人／月	4	5	5
短期入所（福祉型）	人／月	9	10	11
	人日／月	143	158	173
短期入所（医療型）	人／月	1	1	1
	人日／月	7	7	7

【居住系サービス】

共同生活援助	人／月	26	28	30
施設入所支援	人／月	26	25	24

【相談支援】

計画相談支援	人／月	34	36	38
地域移行支援	人／月	2	3	4
地域定着支援	人／月	2	3	4

5

障がい児通所支援サービス

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人/月	15	17	19
	人日/月	120	136	152
放課後等デイサービス	人/月	39	44	49
	人日/月	468	528	588
保育所等訪問支援	人/月	2	3	4
	人日/月	2	3	4
医療型児童発達支援	人/月	2	2	2
	人日/月	44	44	44
障がい児相談支援	人/月	6	7	8

6

地域生活支援事業

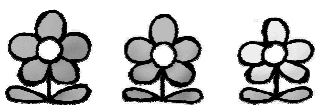
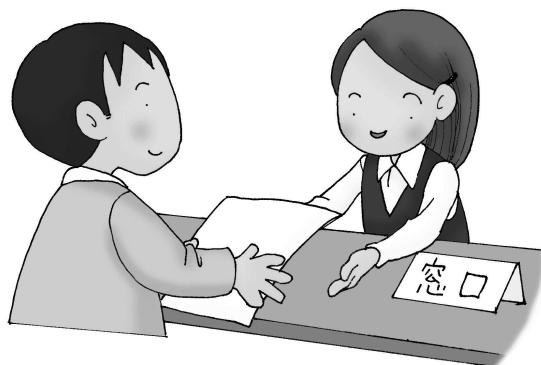
項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業（新規）	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業（新規）	実施の有無	有	有	有
障がい者相談支援事業	か所	5	5	5
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	人/月	2	4
日常生活用具給付等事業	件/年	740	760	780
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	20	20
移動支援事業	時間/月	560	580	600
地域活動支援センター	I型（市内）	人/年	20	20
	II型（市外）	人/年	10	10
	III型（市外）	人/年	5	5



計画の推進

1. 市民参画の推進

地域における保健・福祉を充実するためには、行政だけではなく、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、ボランティア団体等による支援や協力がとても重要となります。そのため、当事者のニーズに合ったサービスの提供を行うために障がい者福祉のためのボランティア団体の育成に努めるとともに、当事者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協働体制を築いていきます。



2. 関係機関の連携

障がい者福祉に関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境等広範囲にわたっています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係部局との連携を強化していきます。

3. 実施状況の把握・点検

本市においては、障がい福祉計画策定委員会委員の任期を3年としており、策定後も定期的にフォローアップ委員会を開催し、各種施策の実施状況の把握・点検を行うとともに、関係行政機関相互の連絡調整を要する事項について審議するなど、計画の着実な推進を図ります。



【概要版】

葛城市障がい者計画
第4期葛城市障がい福祉計画

平成27年3月 発行
葛城市 保健福祉部 社会福祉課

【當麻庁舎】

〒639-2197 奈良県葛城市長尾 85 番地
TEL：0745-48-2811（代）
FAX：0745-48-3200（代）

【新庄庁舎】

〒639-2195 奈良県葛城市柿本 166 番地
TEL：0745-69-3001（代）
FAX：0745-69-6456（代）